

林業種苗法にかかる処分基準について

1. 林業種苗法第 19 条第 1 項 違反種苗の表示の是正命令

林業種苗法（以下「法」という。）第 19 条第 1 項に規定する違反行為がある場合は、当該違反行為が軽微であり、かつ違反者が直ちに是正をすると認められるときを除き、原則として期限を定めて是正命令を行う。

2. 法第 29 条第 1 項 監督処分

(1) 法第 29 条第 1 項の規定により、種苗の配布を一切禁止する場合

法第 23 条の規定による採取禁止林分から採取及び育成された種穂を林業用として配布することを一切禁止する。

(2) 法第 29 条第 1 項の規定により、種苗の配布を制限する場合

①無登録で生産事業を行っている場合、又は無届出で配布事業を行っている場合は、登録又は届出を行うまで種苗の配布を制限する。

②法第 19 条第 1 項の規定による是正命令に定められた期間までには是正を行わなかった場合は、是正命令に従うまで、当該是正命令にかかる種苗の配布を制限する。

(3) 法第 29 条第 1 項の規定により、是正の措置を命ずる場合

法若しくは法に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく具体的な処分に違反した場合（2(1)又は(2)に該当する場合を除く。）で、法第 15 条第 1 項の規定により登録を取り消すべき事由に該当しないときは、期限を定めて是正の措置を命ずる。

3. 法第 15 条第 1 項 生産事業者の登録の取消

(1) 法第 15 条第 1 項の規定により、原則として次に掲げる場合に登録の取消を行う。

①法第 29 条第 1 項の監督処分に従わなかった場合

ア、法第 29 条第 1 項の監督処分（上記 2(1)）に従わなかったとき。

イ、正当な理由なく、法第 29 条第 1 項の監督処分（上記 2(2)②及び 2(3)）に従わず、さらに違反を続けたとき。

②虚偽または不当な手段により登録を受けたとき。

③法第 10 条第 3 項第 1 号または第 3 号に該当することとなったとき（違反者が直ちに是正すると認められる場合を除く）。